

第5章 分野別人権施策の推進

1 女性

<現状>

現在も女性であることを理由とした差別や不平等，不利益なことが多くあります。その根底には男女の固定的な役割分担意識があり，それが一般に女性の生きづらさにつながっているとの指摘がなされています。

1985(昭和 60)年に我が国も批准した「女子差別撤廃条約」では「(男女の) 区別は差別である」と明確に規定し，「社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要である」としています。

また，1995(平成 7)年の第 4 回世界女性会議を契機に，DV や性暴力等の「女性への暴力」が女性への重大な人権侵害であることが確認され，その根絶に向けた動きが世界的な潮流となっています。

我が国では，これまでに「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）」，「男女共同参画社会基本法」，そして 2015(平成 27)年には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）」が施行されています。また，「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律（DV 防止法）」が制定され，暴力の被害者は女性だけではないものの，被害者の多くは女性であることから，女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けたさまざまな立法的な措置が講じられています。

新潟市では，1983(昭和 58)年に婦人問題総合窓口を設置して以来，市民参画のもと男女平等に関する取組を進めてきました。そして，2005(平成 17)年に「男女の人権の尊重」，「社会制度・慣行についての配慮」，「政策や方針決定の場への男女共同参画」，「家庭生活と社会生活の両立」，「男女の健康と権利」，「国際協調」を基本理念とした「新潟市男女共同参画推進条例」を制定し，条例に基づく行動計画により，男女共同参画施策を総合的，計画的に推進しています。また，2011(平成 23)年には「新潟市配偶者等からの暴力防止・被害者支援基本計画」を策定し，翌年，夫・妻，パートナーからの暴力から被害者を守るため，「新潟市配偶者暴力相談支援センター」を開設するなど，DV に関する相談から保護・自立まで切れ目のない総合的な支援を実施してきました。さらに，2018(平成 30)年には，「女性活躍推進法」に基づく「新潟市女性活躍推進計画」を策定しています。

平成 30 年調査では，「女性に対する人権侵害だと思うこと」に対し，平成 25 年調査と同様に「職場における男女の待遇の違い」の回答が 5 割を占めるとともに，次いで「男女の固定的な性別役割分担意識を押し付ける」の回答が 4 割となっていることから，依然として男女の固定的な役割分担意識が根強くあることがうかがえます。また，「セクシュアル・ハラスメント^{*}や性暴力の被害者になること」の回答も 4 割と，平成 25 年調査に比べ増加しています。また，「女性の人権を守るために必要なこと」の設問では，「仕事と家事や育児・介護などを両立できる環境の充実」

を挙げる人が6割で他の回答を大きく引き離しています。

<課題>

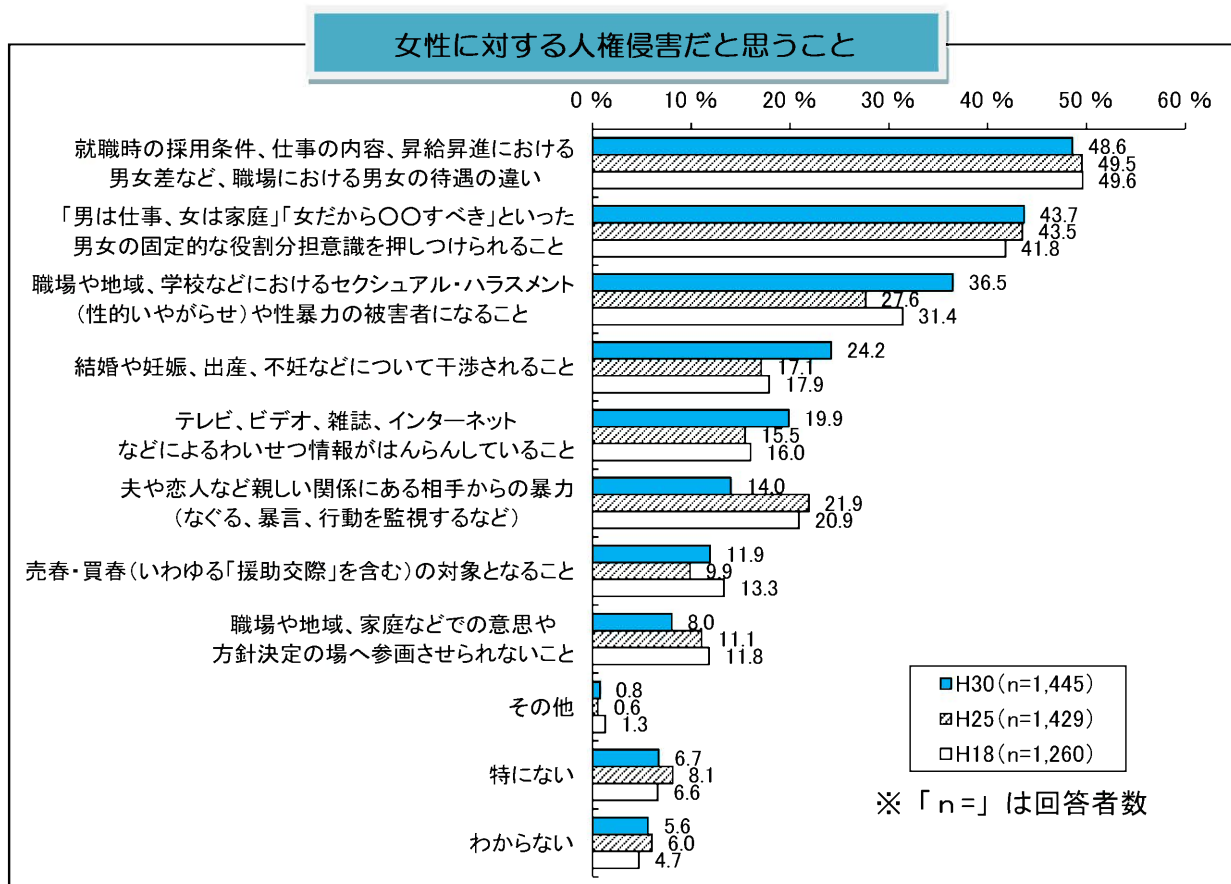
男女の人権の尊重と男女共同参画については理解が進む一方、職場をはじめとしたさまざまな場面において、男女の固定的役割分担意識に起因する多くの問題が発生し、社会問題にもなっています。特に、女性差別、DV、職場等におけるセクシュアル・ハラスメントなど女性をめぐるさまざまな人権問題の解消は大きな課題となっています。

また、国による働き方改革が進められる中、男女が共に働きやすい職場環境の整備に向けて、ワーク・ライフ・バランス※の意識醸成や啓発をより一層進める必要があります。

<施策の方向性>

職場や家庭、地域などあらゆる場で男女が互いに人権を尊重し、一人ひとりがいきいきと個性と能力を発揮できる社会の実現を目指し、新潟市男女共同参画推進センター「アルザにいがた」を拠点に、講座の開催や情報の収集・提供、また情報紙による啓発活動に取り組むほか、「女性がいきいきと働けるまち」を目指し、環境の整備と支援を進めていきます。

また、増加するDV相談には各種相談機関が連携し、適切な自立支援を行うほか、早期に適切な支援が受けられるようDV相談窓口の周知を図ります。加えて、DVやデートDVを未然に防ぐため、これらが重大な人権侵害であることについての若年層への啓発をより一層充実させ、DVを容認しない社会づくりを推進します。



2 子ども

<現状>

「児童の権利に関する条約」は、1989(平成元)年に国連において採択され、我が国は1994(平成6)年にこれを批准しました。しかし、核家族化や少子化による家族規模の縮小、地域のつながりの希薄化による子育て家庭の孤立感の増大や経済的困窮等を背景に、児童虐待の相談件数が全国的に増加しているほか、いじめ、不登校等が社会問題化するなど、子どもを取り巻く環境は一層厳しいものになっています。

2016(平成28)年に「児童福祉法」が改正され、子どもが権利の主体であることが明確になるとともに、児童虐待の予防と発生時の迅速・的確な対応、家庭的養護の促進の方向性が示されました。

子どもは一人ひとりがかげがえのない価値と尊厳をもった人間であり、子どもにとって権利とは、人間としての尊厳をもって自己実現し、自分らしく生きていくために必要不可欠なものです。子どもはその権利が守られ、最善の利益を保障されるなかで、豊かな子ども期を経て成長することができると考えられます。また、子ども自身が権利について学ぶことや行使することを通じて、子どもは権利についての認識を深め、権利を実現する力や他の者の権利を尊重する力を身につけることができますといえます。

平成30年調査では、「日本の社会には、人権に関わる課題がいろいろありますが、あなたは、どの人権に関心がありますか」に対し、「子どもに対する人権」との回答が5割となり、市民の関心の高さが表れています。また、「子どもに対する人権侵害だと思うこと」に対し、「子ども同士の暴力、仲間はずれ、無視などのいじめ」、「親・同居者・親族による虐待」の回答がそれぞれ5割、「親・同居者のしつけと称する体罰」の回答が3割半ば、「いじめを見て見ぬふりをする」の回答が3割となっています。「子どもの人権を守るために必要なこと」に対しては、平成25年調査と比べると、「予防・解決・救済策の充実」や「相談・支援体制の充実」の回答率が増加して、それぞれ4割前後となり、「他人への思いやりの心を育む」の回答率は減少したものの4割となっています。

<課題>

子どもの人権を守るためには、子どもを一人の人間として尊重するとともに、複雑化、多様化する子どもが抱える問題の背景をしっかりととらえ、社会全体が一体となって解決に取り組むことが大切です。

児童虐待は子どもの人権を著しく侵害し、子どもの心身の成長及び人格の形成に重大な影響をあたえることから、早期対応のみならず予防の段階での取組が重要です。

また、里親や児童養護施設をはじめとした社会的養護を必要とする子どもや、ひとり親家庭の子どもなど、困難な状況にある子どもに対しては、経済的な背景以外

にもさまざまな課題を抱えている状況も見られることから、一人ひとりの状況に応じて寄り添った支援をしていくための体制、環境づくりが重要です。

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。

また、子どもが不審者から被害を受ける事案が発生しており、心と身体に傷を負うだけでなく、生命を脅かす危険な状態になることから、子どもを守る活動の推進が必要です。

＜施策の方向性＞

新潟市では、一人ひとりの子どもが健やかに成長できる社会の実現を目的に2015(平成27)年に「新・すこやか未来アクションプラン(新潟市子ども・子育て支援事業計画)」を策定し、妊娠から出産・子育てまで、切れ目ない支援に取り組んでいます。2018(平成30)年には、「新潟市子どもの未来応援プラン(新潟市子どもの貧困対策推進計画)」を策定し、すべての子どもたちが、生まれ育った環境に左右されることなく、未来に夢と希望をもって健やかに成長し、将来、豊かな人間関係のもとで自立した生活が営めるよう、地域全体で子どもと家庭を見守り支える社会の実現を目指しています。

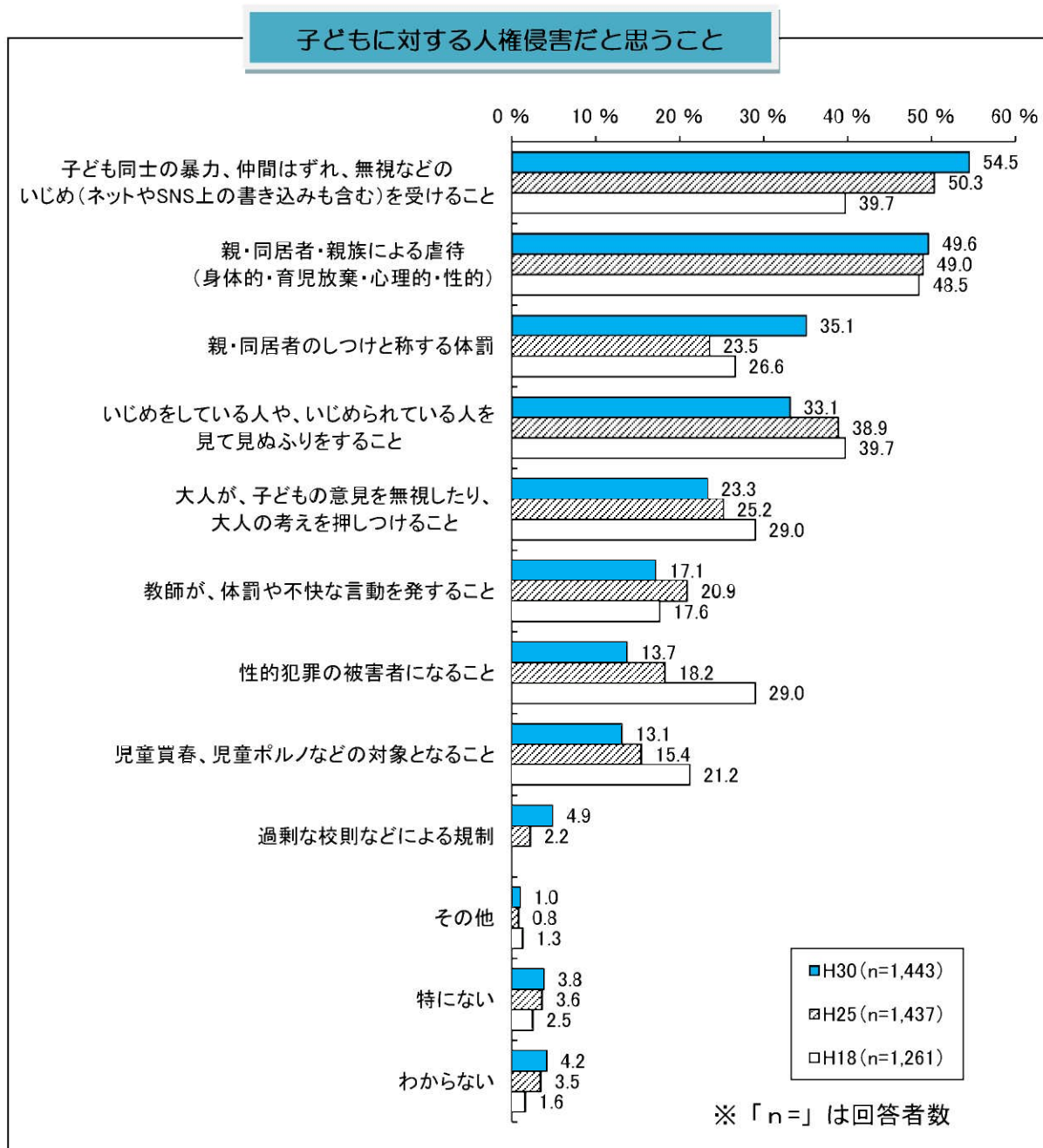
また、子どもの人権を侵害し、心身の成長及び人格形成に重大な影響を与える児童虐待については、児童虐待防止推進月間の「オレンジリボンキャンペーン」などによる市民への広報啓発を行うほか、児童虐待防止ネットワークの強化を図り、子どもを取り巻くすべての人々と連携した支援体制のもとで発生予防・早期発見・早期対応に努めます。

いじめについては、「いじめ防止対策推進法」、「いじめの防止等のための基本的な方針」に基づくいじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処のための対策を総合的かつ組織的に推進するための「新潟市いじめの防止等のための基本的な方針」を内容の充実を図り、実効性をより高めるため、2017(平成29)年に見直しを行いました。また、2018(平成30)年には、「いじめ・不登校の初期対応ガイドブック」を作成し、市内全教職員に配付し、初期対応の充実を図りました。いじめは、どの児童生徒にも起こりうる、深刻な人権侵害であることを認識し、児童生徒が互いに認め合い、支え合い、高め合う人間関係を築くことができるよう、学校、保護者、地域が互いに信頼関係を構築し、それぞれの役割を自覚して、いじめのない社会の実現に向けて取り組みます。

また、「新潟市いじめSOS」などの電話相談体制の整備や、「スクールカウンセラー※」の全市立中学校配置、学校における生徒指導体制や教育相談体制の整備を図るとともに、関係者や関係機関が連携して対応できるように、各中学校区単位で連絡協議会の開催を実施しています。不審者から子どもを守る活動の推進について

は「子ども見守り隊」をはじめとした保護者や地域住民との連携，警察及び「スクールガードリーダー」や関係機関との連携，不審者情報のメール配信などを進め、より迅速・正確な連絡体制の確立に努めます。

さらに、子どもや家庭が抱える背景が多様化・複雑化するなか、児童虐待などにより家庭での適切な養育を受けられない子どもが増加しており、社会全体で公的責任をもって養育し、保護する必要があることから、より家庭的な養育環境において安定した愛着関係を育み、親子関係の再構築に向けた支援を行うため、里親等の家庭的養育を優先するとともに、施設養育においては小規模化・地域分散化・高機能化を進めるなど、社会的養護の充実を目指します。



3 高齢者

<現状>

団塊の世代が高齢者となり、今後、さらなる高齢化の進展に伴い、介護などの福祉サービスを必要とする高齢者がさらに増加することが予想されることから、今後一層の高齢者施策を推進するとともに、一人ひとりの人権が尊重され、高齢者も差別を受けることなくいきいきと自立した生活を営み、お互いに支え合って暮らせる社会の実現を目指して取組を推進していくことが求められています。

新潟市では、介護保険制度が施行された2000(平成12)年より「新潟市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を3年ごとに改訂し、高齢者が、住み慣れた地域で健康で生きがいを持ち、いつまでもいきいきとした生活ができるよう、支え合いによる生活支援や疾病・介護予防を推進するとともに、介護サービス基盤の整備・充実を図り、自分らしく安心して暮らせる健康長寿のまちを目指してきました。

しかし、高齢化の進展が一層深刻化するにつれ、認知症高齢者の増加や、家庭や施設内で暴力や心理的被害・経済的被害を受けるなどの高齢者虐待が社会問題化しています。高齢者への虐待は発生するケースに複雑な家庭事情なども絡むことが多いために表面化しづらく、これまで家庭や施設内の問題として見過ごされてきました。

このような中、2006(平成18)年には、高齢者の尊厳の保持にとって、高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であることから「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(高齢者虐待防止法)」が制定され、虐待の防止や虐待を受けた高齢者の保護、養護者に対する支援について定められ、高齢者虐待に対応できる体制の整備が進められています。新潟市においても、2007(平成19)年度に「新潟市高齢者虐待防止マニュアル」を策定し、2012(平成24)年度、2019(令和元)年度にそれぞれ内容や報告様式などを改訂し、より適切な対応ができるよう周知・体制づくりの整備を進めています。

平成30年調査では、「高齢者に対する人権侵害だと思ふこと」に対し、「経済的自立が困難」、「悪徳商法や特殊詐欺の被害者が多いこと」の回答がそれぞれ4割となっており、平成25年調査に比べ回答率は減少したものの、「働ける場所や能力を發揮する機会が少ない」、「邪魔者扱いされたり、暴言、暴力を振るわれる」の回答がそれぞれ3割となっています。また、「高齢者の人権を守るために必要なこと」については、平成25年調査と同様に「自立して生活できる環境」の回答が5割を超え、「相談・支援体制の充実」の回答が4割となっています。

<課題>

経済的自立を図るため、高齢者が働ける場所や能力を發揮できる環境の確保が求められています。また、高齢者をさまざまな消費者被害から守るため、さらなる相談・支援体制の充実が求められています。さらに、認知症高齢者の増加に対する対

策も求められています。

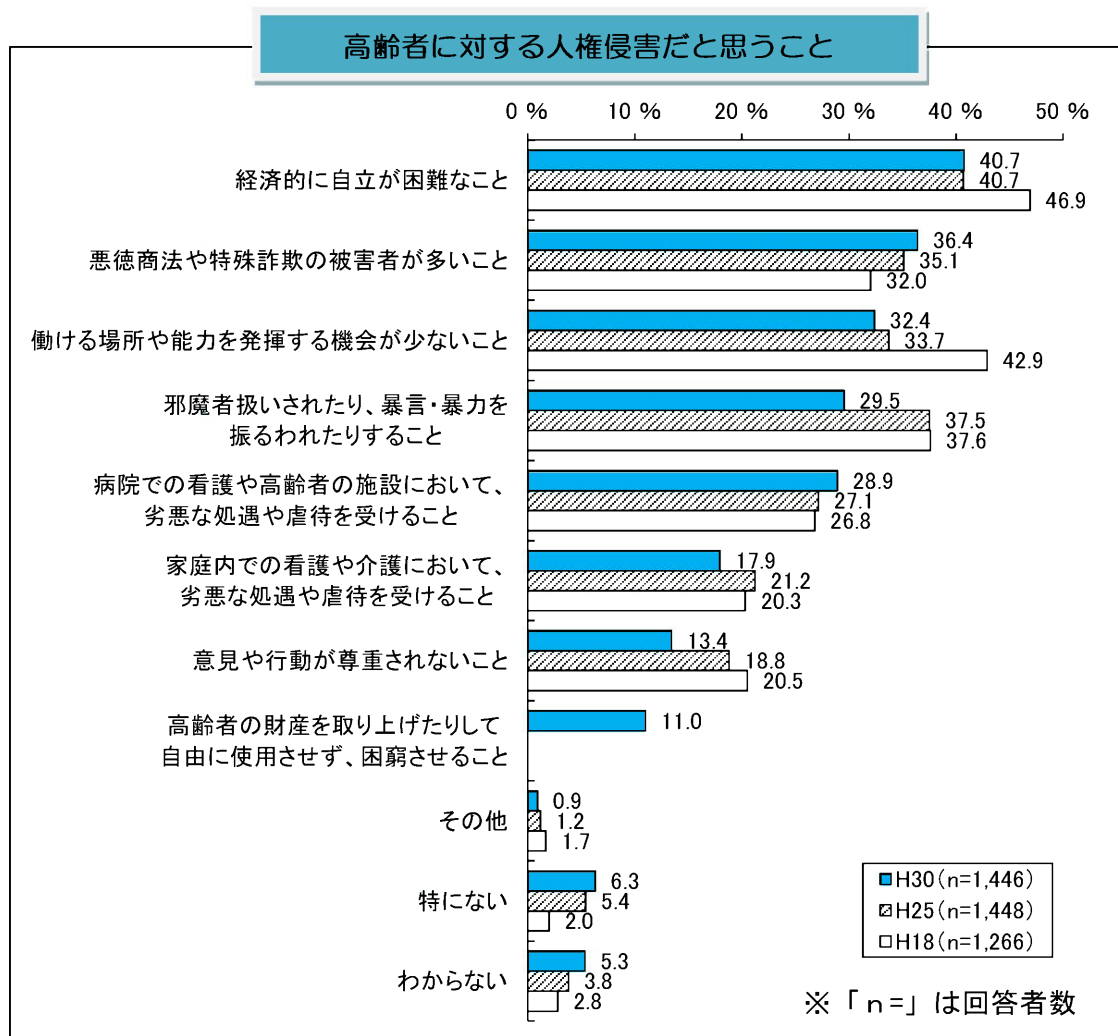
<施策の方向性>

高齢者が差別されることなく、働ける場所が確保され、かつ能力が発揮でき、経済的に自立できる社会の実現を目指します。

また、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増えることにより、高齢者の孤独死や自殺、高齢者の3つの大きな不安である「健康」、「お金」、「孤独」をきっかけとした消費者トラブルが増加していることから、今後も高齢者世代同士も含めたすべての世代が支え合い、高齢者自身も自らの人権を認識し自立した生活が継続できるよう、豊かな長寿社会の実現を目指します。

さらに、高齢者の人権を尊重し、虐待などの人権侵害を未然に防ぐためには、行政だけでなく介護・福祉サービス事業者等や市民と関係機関が相互連携した早期発見・対応が重要であり、人権意識がさらに根づくよう関係者への研修の充実や相談体制の整備・連携の強化に努めていきます。

認知症施策の推進については、理解を深めるための普及・啓発等、さまざまな施策を展開することにより、認知症になっても住み慣れた地域で尊厳を保ち、安心して暮らし続けられる地域づくりを目指します。



4 障がい者

<現状>

障がい者（身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、難病、慢性疾患、認知症その他の心身の機能の障がいがあり、その障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者）に関する法制度は大きく変化しており、障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とした「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」が2006（平成18）年に国連総会において採択されてから、我が国は条約を締結するため、労働・教育・福祉などさまざまな国内法の整備を行いました。

2011（平成23）年には、障がいの有無に関わらず人格や個性を尊重しあう共生社会の実現や合理的配慮[※]について定めることなどを目指して「障害者基本法」が改正されるとともに、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が制定されました。2012（平成24）年には「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」と「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（制定時は「障害者自立支援法」、2012（平成24）年改正で「障害者総合支援法」）が制定され、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育[※]システムの構築のための特別支援教育の推進（報告）」がまとめられました。

また、2013（平成25）年には「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」が改正されるとともに、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が制定されました。

さらに、2018（平成30）年には「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（障害者文化芸術推進法）」が施行され、障がい者が個性や能力を発揮し、社会に積極的に参加できる機会の創出に向けた動きが盛んになっています。

加えて、2019（平成31）年4月に「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（旧優生保護法一時金支給法）」が施行され、その前文で、旧優生保護法の下、障がいを有すること等を理由に生殖を不能にする手術等を強いられ、心身に多大な苦痛を受けてきた方々へのおわびと、共生社会実現への決意が述べられています。

新潟市では、2007（平成19）年に「新潟市障がい者計画」、2012（平成24）年に「第2次新潟市障がい者計画」、2015（平成27）年に「第3次新潟市障がい者計画」を策定し、さらに2016（平成28）年には「新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例（以下「共生条例」という。）」を施行し、障がいの有無にかかわらず、すべての市民が互いに人格と個性を尊重し合いながら、安心して暮らすことのできる共生社会を目指して障がい者施策を推進しています。

平成30年調査では、「日本の社会には、人権に関わる課題がいろいろありますが、

あなたは、どの人権に関心がありますか」に対し、「障がい者に対する人権」との回答が5割を超え、市民の関心の高さが表れています。また、「障がい者に対する人権侵害だと思うこと」に対し、平成25年調査と同様に「働ける場所や機会が少なく不利益な条件も多い」、「理解が不十分である」の回答が5割を超えています。また、「障がい者の人権を守るために必要なこと」に対しては、「相談・支援体制の充実」、「就業機会の確保」の回答がいずれも4割近くとなっています。障がい者への就労支援と、**市民への理解の促進**に係る部分について課題があると考えられる方が多いことが分かりました。

<課題>

「共生条例」が施行後3年経過しましたが、市内で行った街頭アンケートによれば、その認知度は28.4%と低く、認知度の向上が喫緊の課題となっています。「共生条例」の趣旨等を知らないということは、「共生条例」が禁止している障がいを理由とした不利益な取り扱いや合理的配慮を行わないなどの差別を認識できないことにつながる可能性があります。また、差別相談専門窓口による早期のアプローチが行えず、事態が深刻化する可能性もあります。そうした事態を防ぐために、「共生条例」の趣旨や内容、障がい者差別相談の専門窓口の存在について、一人でも多くの市民に知っていただく必要があります。

<施策の方向性>

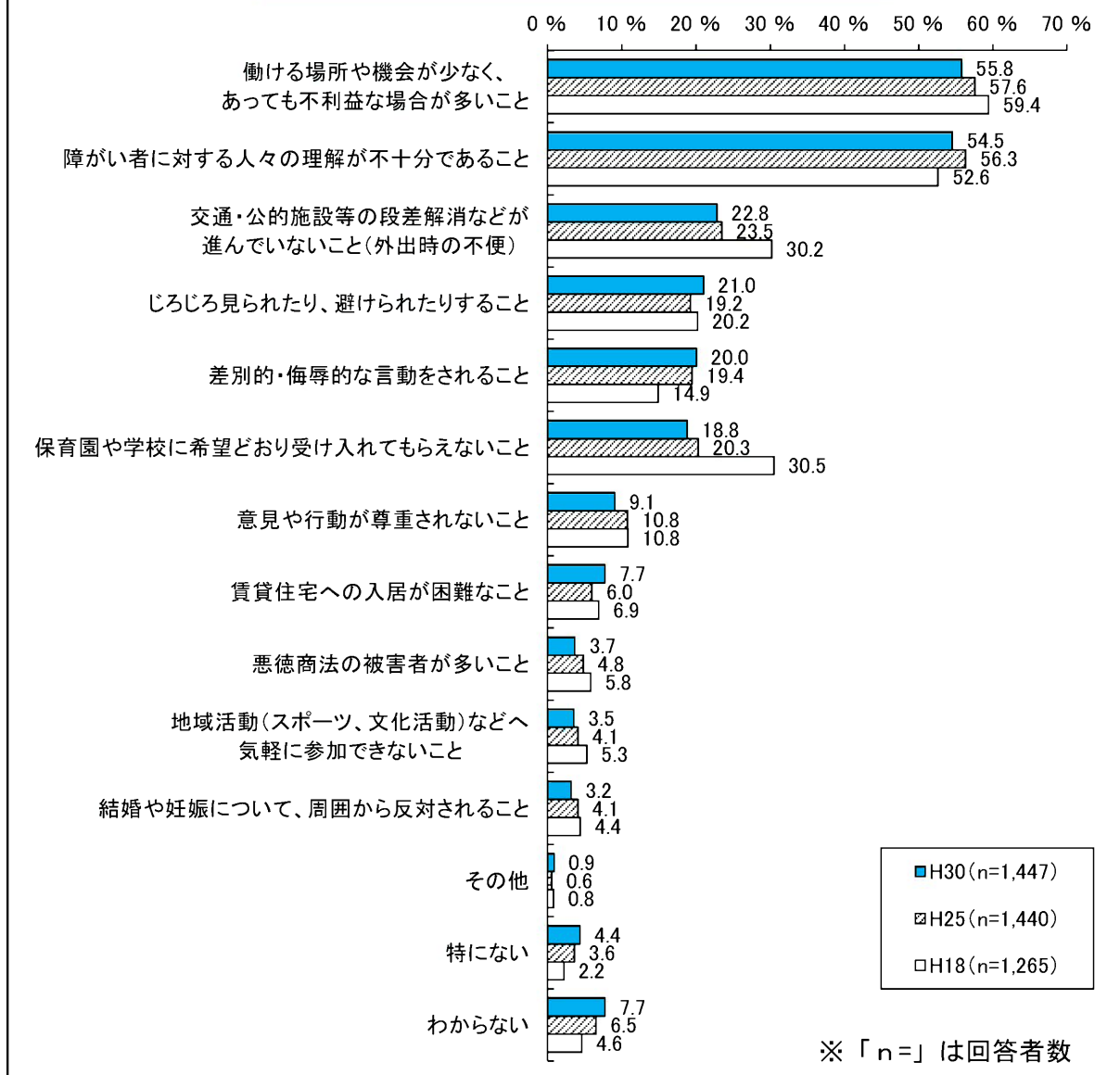
我が国では「障害者権利条約」を批准し、障がい者の権利に関する各種の法整備により、障がいを理由とする差別の解消などが進んでいますが、社会全体の課題として共生社会づくりに取り組んでいく必要があります。市内4ヶ所に設けた基幹相談支援センターと連携して差別解消に向けて取り組むと同時に、障がい福祉に従来関わりのなかった市民に対する**理解の促進**事業も積極的に推進していきます。

就業機会の確保や雇用の促進については、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための市の方針に基づき、障がい者就労施設等からの受注機会及び民間企業における雇用や就職機会の拡大を図ります。

また、障がい者就業支援センターにおいて、就労を希望する障がいのある人の相談から就職後の定着支援まで一貫した支援を実施し、雇用率の向上を目指します。

今後も「障害者権利条約」や「共生条例」の趣旨にかんがみ、障がいのある人の人格及び人権が尊重され、社会的障壁のない「共に生きる社会」の実現を目指し、施策の充実に努めます。

障がい者に対する人権侵害だと思うこと



5 同和問題

<現状>

同和問題は、我が国固有の人権問題で、歴史的発展の過程で形づくられた身分差別により、日本国民の一部の人々がいちじるしく基本的人権を侵害され、市民的権利と自由を完全に保障されていないという重大な人権問題です。1965(昭和40)年の「同和对策審議会」において、同和問題の早急な解決は国の責務であり国民的課題であるとされ、1969(昭和44)年の「同和对策事業特別措置法」以来、同和对策の特別措置法が2002(平成14)年3月末に失効するまでの33年間、同和问题解決に向けた取組が全国で実施されました。2016(平成28)年には、部落差別は許されないものであるとの認識のもと、部落差別のない社会の実現を目的とした「部落差別解消推進法」が施行され、現在もなお部落問題が存在し、情報化の進展に伴って部落差別

に関する状況の変化が生じていることを指摘するとともに、地方公共団体は地域の実情に応じた施策の実施に努めることとしています。

しかし、「被差別部落」に対する偏見や差別意識は根強いものがあり、1975(昭和50)年には、全国の同和地区の所在地や戸数、主な職業などが記載されている「部落地名総鑑」が企業や興信所などに売買され、就職者や婚約者の身元調査に使用されていたことが発覚し、大きな社会問題になりました。

そのほかにも、2005(平成17)年には、行政書士や司法書士による戸籍謄本などの不正取得が発覚し、部落差別の原因となる身元調査に使われたことが大きな社会問題になり、新潟市でもこうした戸籍謄本などの不正取得があったことが分かりました。このようなことから、戸籍謄本などの不正取得を抑止することを目的とした「本人通知制度^{*}」が全国に広がり、新潟市は、2018(平成30)年に同制度を導入しています。

新潟市で発生した事件としては、1985(昭和60)年に市立高校で教師から部落差別を助長する発言があったとして問題になり、これを新潟市における同和対策の遅れを示す事件ととらえ、市教育委員会は教職員の同和教育研修などに努めてきました。

しかし、市郷土資料館で開催した1989(平成元年)年の「新潟の歴史を語る資料100選展」、1991(平成3)年の「昔の新潟を語る地図・写真展」で被差別地区の特定につながる古絵図を何の説明も加えないままで展示し、さらに新潟市のパンフレットなどにも何度もこの古絵図を利用していました。このことは同和問題に関する市民への啓発活動がされていない状況にあっては、差別の拡散や助長につながることから、同和問題に対する認識が不足していたとして1993(平成5)年に「新潟市同和対策基本方針」を定め、「同和対策連絡調整会議」を設置しました。また、本計画に基づく人権教育・啓発施策を推進するため、2009(平成21)年に全庁的に組織する「新潟市人権教育・啓発庁内推進会議(以下「庁内推進会議」という。)」を設置しました。しかし、同年に「奨学金募集要項申請書」の中に人権に配慮を欠く記載欄があったため、募集要項を訂正のうえ配布済み関係書類の差し替えと回収を行い、併せて、全庁の申請書類の確認を行いました。今後も継続して確認を続け、不必要な記載欄をなくすように努めています。

また、2011(平成23)年に、市立学校長を会長とする「新潟市同和教育研究協議会」が結成されたことから、同協議会と連携・協働して、部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくし、真に人権尊重の社会を実現するために、同和教育に関する研修、啓発及び実践を推進しています。

平成30年調査では、「日本の社会には、人権に関わる課題がいろいろありますが、あなたは、どの人権に関心がありますか」に対し、平成25年調査と同様に、「同和地区(被差別部落)出身者に対する人権」との回答が1割と市民の関心が低く、2016(平成28)年に施行された「部落差別解消推進法」に対する認知度も「名前だけ

知っている」を入れても3割と低い結果でした。一方、第三者による身元調査については9割近くが「すべきでない」とし、「日ごろ、親しく付き合っている人が同和地区の人であることがわかった場合」についても9割の人が「これまでと同じように付き合う」と回答しています。また、「同和問題を解決するために必要なこと」に対し、平成25年調査と同様に「市民一人ひとりが正しい理解を深めるように努力する」の回答が5割近く、「学校や地域における同和教育」の回答が4割あり、引き続き人権教育・同和教育の推進が必要と考えられます。「同和問題を知ったきっかけ」に対し、学校の授業で教わった割合は10歳代、20歳代の若い年代で高い数値を示しており、学校同和教育が同和問題を知る大きなきっかけになっていることがうかがわれ、今後とも学校での同和教育の重要性を示しています。

<課題>

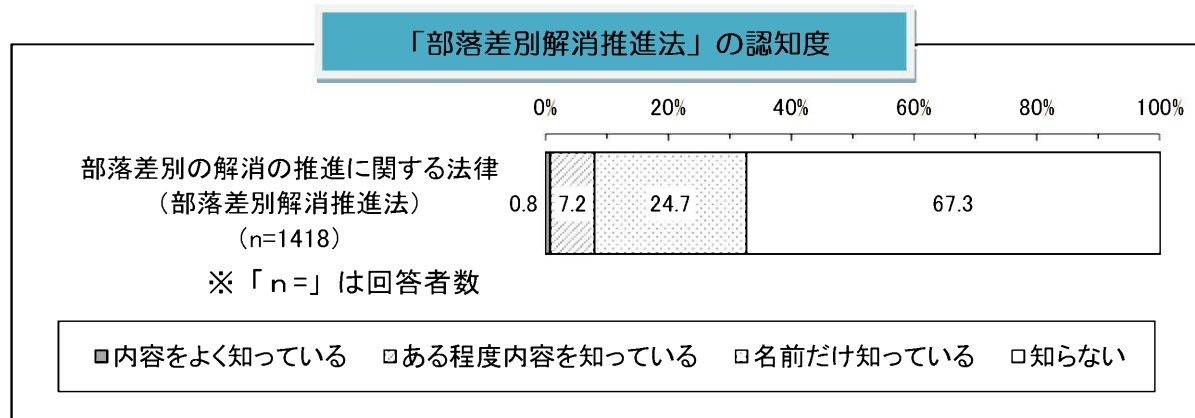
同和問題については、知らない世代が増えたことから、放っておけば忘れられる「寝た子を起さずな」という考え方が根強くありますが、同和問題の解決には、こうした認識の解消が必要であり、そのためには厳しい差別の現実に深く学び、そこから被差別者の痛みや悲しみを共有し、「差別を許さない」とする共感と連帯の輪をこれからも広げていく必要があります。

また、情報化の進展に伴い、インターネット上の差別的書き込み等の問題も発生しています。

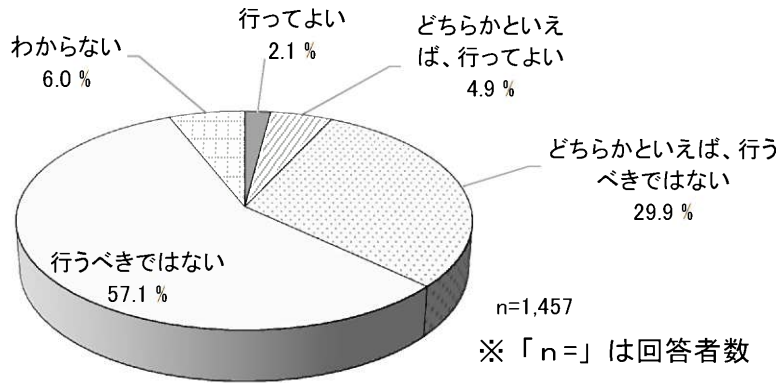
<施策の方向性>

同和問題に関する誤った認識や偏見をなくすためには、市民の同和問題に対する正しい理解と認識を深めることが何より重要なことから、市職員や教職員への研修の充実に努め、人権問題や同和問題に対する職員の意識向上を図るとともに、人権に関わる関係機関や関係団体等と連携・協働して人権教育・啓発に取り組み、学校での同和教育や市民の人権意識啓発に努めます。

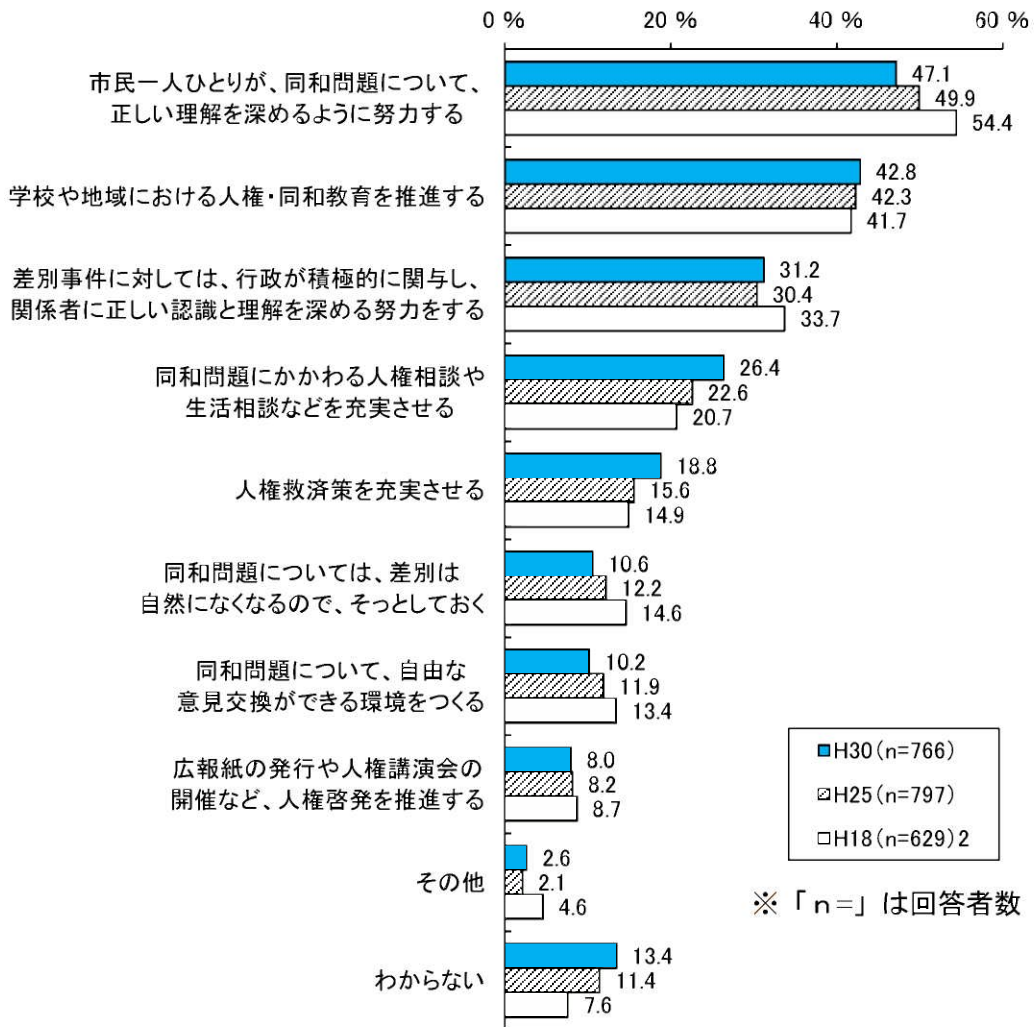
また、インターネット上の人権侵害の事実の早期発見に努め、それを確認した場合または相談を受けた場合は、法務局や警察などと連携を図りながら対応します。



第三者による身元調査の実施についての考え



同和問題を解決するために必要なこと



6 外国籍市民等*

<現状>

国際化が進展する中、新潟市には 5,886 人（2020(令和 2)年 1 月末日現在）の外国籍市民が暮らしており、全人口に占める構成比は約 0.7%となっています。また、日本国籍であっても、両親のいずれかが外国籍である子や海外からの帰国者、日本国籍取得者など、外国につながりがある多様な文化的背景を持つ人々が暮らしています。

国では、人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野に属する技能を有する外国人の受け入れを図るための「出入国管理及び難民認定法（入管法）」を改正し、2019(平成 31)年に施行しています。これにより、新たな外国人材受け入れに伴う生活者としての外国人の支援が図られています。また、外国人材受け入れを拡大する新制度の開始に伴い、「日本語教育の推進に関する法律」が制定され、国や自治体には、国内で暮らす外国人などへの日本語教育を推進することが責務とされました。

また、2016(平成 28)年には「ヘイトスピーチ解消法」が施行されています。これは、日本に居住している外国出身者やその子孫に対する差別意識を助長・誘発し、地域社会から排除することを扇動するような言動の解消を目的としています。

新潟市では、日本語教室や医療通訳体制の支援、災害時の外国籍市民支援体制の整備や留学生と地域との交流に関する事業について重点的に取り組んでいます。

平成 30 年調査では、「外国籍市民等に対する人権侵害だと思うこと」に対し、平成 25 年調査と同様に「外国語で対応できる行政相談窓口や病院・施設が少ないこと」、「働ける場所や能力を発揮する機会が少ないこと」、「生活に必要な情報の提供や説明が不十分であること」の回答がそれぞれ 3 割近くを占めました。「外国籍市民等の人権を守るために必要なこと」に対しては、「外国語による相談の場を増やす」の回答が 4 割となっています。「相互理解と交流を深める」の回答は 3 割ありますが、平成 25 年調査、平成 18 年調査よりも急速に減っています。「ヘイトスピーチ解消法」についての認知度は、「内容をよく知っている」と「ある程度内容を知っている」を合わせて 1 割にとどまっています。

<課題>

外国につながりがある多様な文化的背景を持つ市民の中には、言葉や文化、生活習慣の違いなどから、生活に不便をきたしたり、行政サービスを受ける機会を逃すケースが見受けられたり、近隣や地域の人とのふれあいや理解を深める機会が少なく、社会の中で孤立する場合があります。

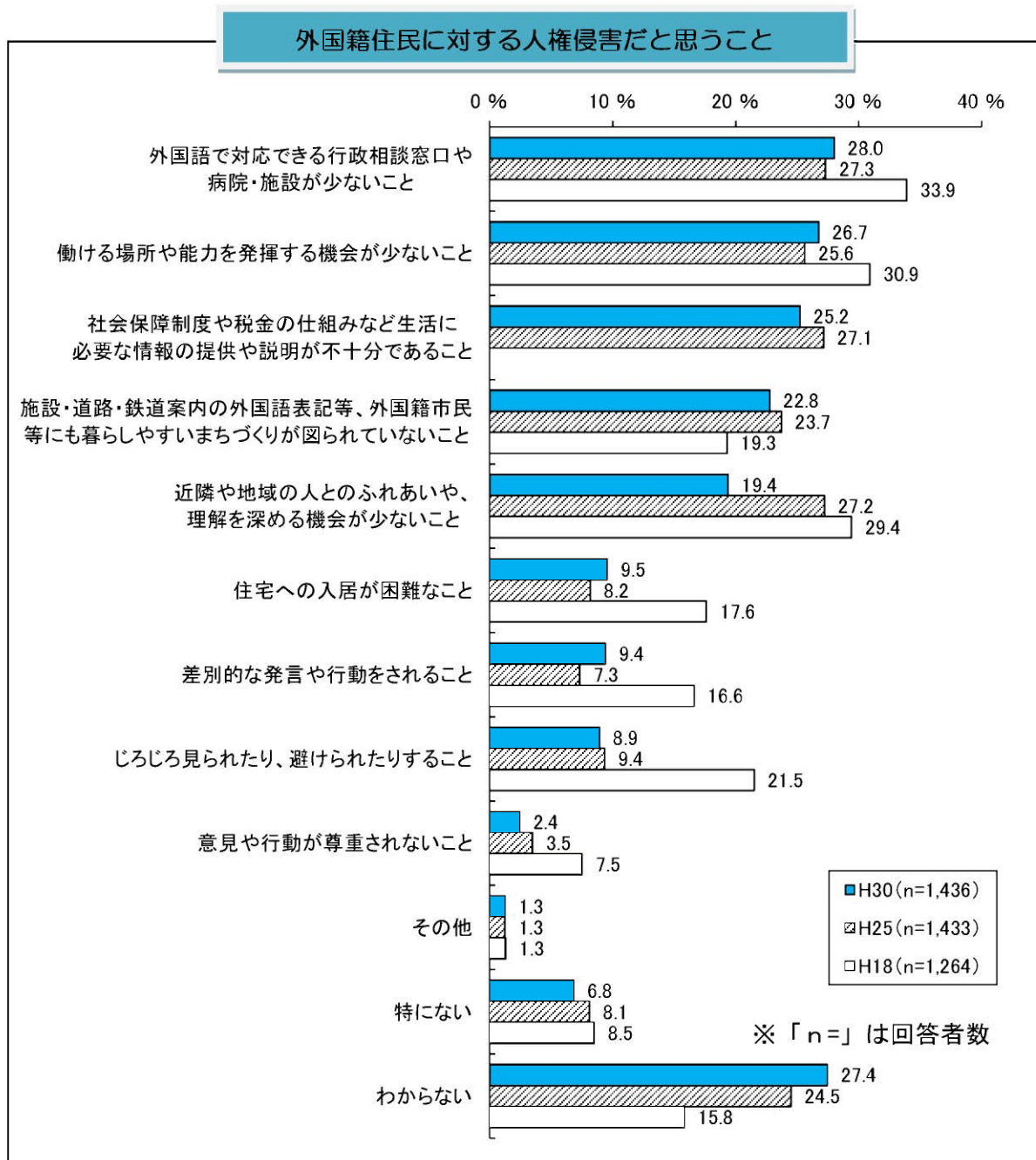
また、「ヘイトスピーチ解消法」については、その認知度を高める必要があります。

<施策の方向性>

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていく「多文化共生社会」の実

現に向け、公益財団法人新潟市国際交流協会や民間団体との連携のもと、文化や生活習慣の違いを理解する国際理解事業を通じて、多様な文化に対する市民の理解を広げるとともに、やさしい日本語や外国語による情報提供、相談体制の充実、日本語講座の開催などを実施し、困難な状況に直面している人々への支援を図り、外国籍市民等が地域社会の一員として安心して暮らせるまちづくりを目指します。

また、多様性（ダイバーシティ）の尊重や社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）についての意識を醸成するとともに、「ヘイトスピーチ解消法」の認知度を高めるよう市民啓発に取り組みます。



7 HIV※感染者・ハンセン病※患者等

(1) HIV感染者等

<現状>

医療技術の進歩や医療体制の整備が進んでいる一方で、HIV／エイズに関し、正しい知識と理解が十分に普及しているとはいえません。そのため、患者・感染者・家族等への差別や偏見は依然として残っています。HIVは感染力が非常に弱く、感染しても、すぐにエイズを発症するわけではありません。また、早期発見と治療をすることで、エイズの発症を遅らせたり、治療効果を高めたりすることが可能となっています。世界レベルでエイズのまん延防止と患者・感染者に対する差別・偏見の解消を目的に、世界保健機関（WHO）が世界エイズデーを制定し、世界各国でエイズに関する啓発活動を行っています。

我が国の新規HIV感染者・エイズ患者報告数は2008(平成20)年をピークに年間約1,500件前後で横ばいに推移しています。社会全体で総合的なエイズ対策を実施していくため、エイズ予防指針に基づき効果的な普及啓発や発生動向調査の強化などを推進しています。

エイズ患者・感染者・家族等に対する偏見や差別の解消のため、世界エイズデー関連行事、学校等での健康教育や保健所で実施している無料匿名のエイズ相談・検査等を通じて、人権に配慮した正しい知識の普及・啓発活動の推進を図っています。

平成30年調査では「HIV感染者等に対する人権侵害だと思うこと」に対し、「わからない」が4割と最も多く、平成25年調査に比べても回答率が増えました。また、「HIV感染者等の人権を守るために必要なこと」に対し、回答率は減少したものの、「医療体制やカウンセリング体制の充実」、「正しい知識を義務教育の中でも教育する」との回答が4割を超えています。

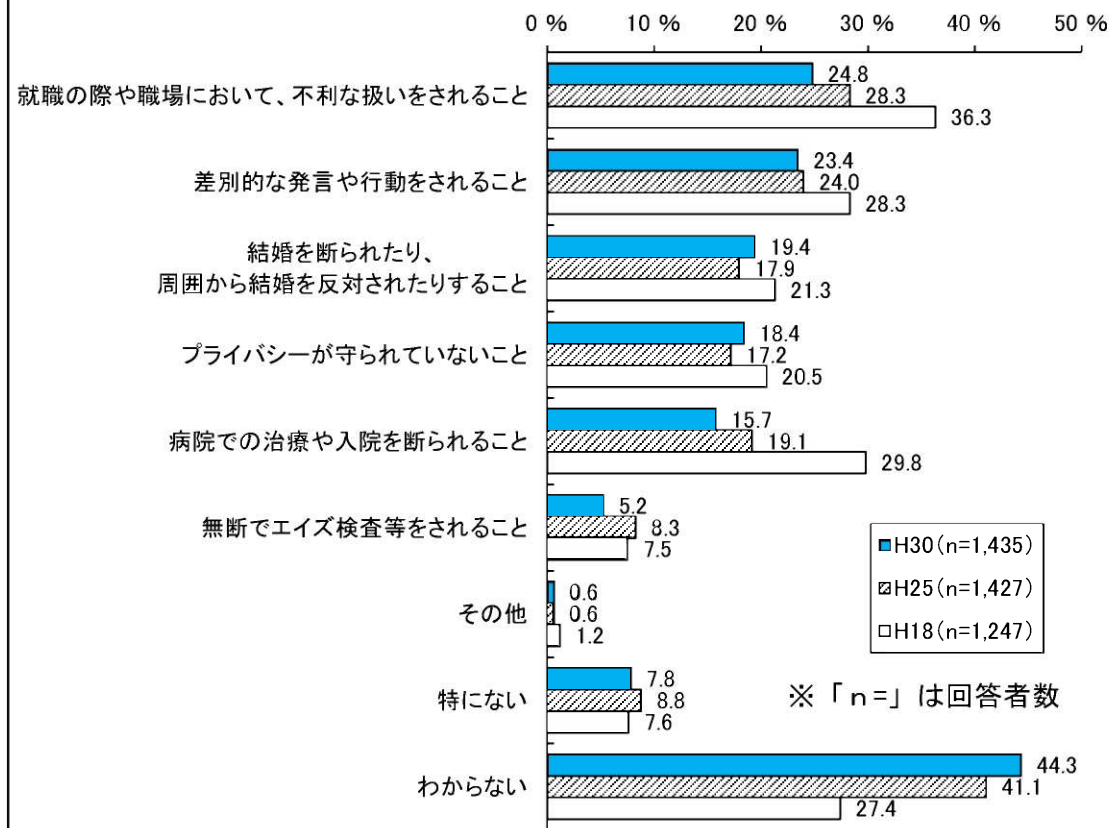
<課題>

エイズ患者・感染者・家族等への差別や偏見を解消する必要があります。

<施策の方向性>

今後ともHIV感染者などに対する偏見や差別の解消のため、世界エイズデー関連行事、中学・高校等の健康教育や保健所で実施している無料匿名のエイズ相談・検査等、さまざまな機会を通じて人権に配慮した正しい知識の普及・啓発活動の推進を図ります。

HIV 感染者等に対する人権侵害だと思うこと



(2) ハンセン病患者等

<現状>

ハンセン病は、病原性の弱い「らい菌」による感染症であり、万一、発病しても適切な治療で完治することができます。しかし、過去には恐ろしい病気として、患者を強制隔離するという政策が行われたことがありました。この従前の政策などが患者等に対する偏見や差別を招き、誤った認識がなかなか改められませんでした。2003(平成15)年には熊本県内のホテルが「他の利用客に迷惑がかかる」としてハンセン病元患者の宿泊を拒否する差別問題が起きるなど、今なお社会に存在する偏見や差別意識がハンセン病患者等に苦痛や苦難を与え、社会復帰を妨げる原因となっています。

<課題>

患者・元患者・家族等への差別や偏見を解消する必要があります。

<施策の方向性>

今後とも県や関係団体が実施するハンセン病療養所訪問事業に職員を派遣し、過去に行われた施策を学ぶとともに、パネル展等の事業に協力するなど、人権に配慮した正しい知識の普及・啓発活動の推進に努めます。

8 新潟水俣病被害者

<現状>

新潟水俣病は、阿賀野川への工場排水に含まれていたメチル水銀が川魚の体内に濃縮蓄積され、それを流域の住民が食べ、体内に取り込まれたことによって起きた公害です。

この新潟水俣病は、流域住民に健康被害をもたらしただけでなく、被害者やその家族に対し、病気を理由とした偏見や差別を生み、地域社会にも深刻な問題をもたらしました。認定申請や裁判を巡っても「金銭（補償金）目的」、「ニセ患者」、「補償金で水俣御殿を建てた」などと中傷されたり、ねたまれることがあり、精神的にも深く傷つけられました。

2013(平成 25)年、熊本市及び水俣市で約 140 か国が出席した外交会議及びその準備会合が開催され、「水銀に関する水俣条約」が全会一致で採択され、2017(平成 29)年に発効しました。それに伴い、我が国は水俣病の教訓・経験・対策等を引き続き世界に発信するとともに、地域再生に取り組む現在の水俣の姿を内外にアピールし、環境をてこにした地域づくりの取組を一層支援していくことを表明しています。

他方、1995(平成 7)年の未認定者救済の政治解決や 2009(平成 21)年の「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（水俣病被害者救済特別措置法）」による救済策など国の解決策が行われたものの十分な解決に至らず、新潟水俣病公式確認から 50 年以上経た今日でも健康被害の訴えは続いており、水俣病の認定申請や裁判が提起されるなど現在も大きな社会問題となっています。

新潟市では、新潟水俣病患者^{*}の方々が安心して暮らすことのできる地域社会の実現のため、認定患者や手帳所持者への家庭訪問、申請者医療救済事業、市民講座、地域の環境学習支援事業、職員研修など、健康面・精神面での支援や経済的支援及び新潟水俣病に対する正しい理解の促進に取り組んでいます。

平成 30 年調査では、「新潟水俣病被害者等に関して人権侵害だと思うこと」に対し、「偏見を持たれること」の回答が 4 割、「十分に救済されていないこと」の回答が 3 割あり、いずれも平成 25 年調査に比べ回答率が減少し、逆に「わからない」の回答率が増加し 3 割となっています。また、「新潟水俣病被害者等の人権を守るために必要なこと」に対し、「相談できる体制を整備する」の回答が 4 割、「教育・啓発広報活動を推進する」の回答が 3 割半ば、「生活費や治療費を援助する」の回答が 3 割といずれも平成 25 年調査に比べ回答率が減少する一方、「わからない」の回答率が増加し 2 割半ばとなっています。調査からは、誤った情報が重大な人権侵害につながった新潟水俣病の教訓が十分に活かされているとは、まだまだ言いがたい状況です。

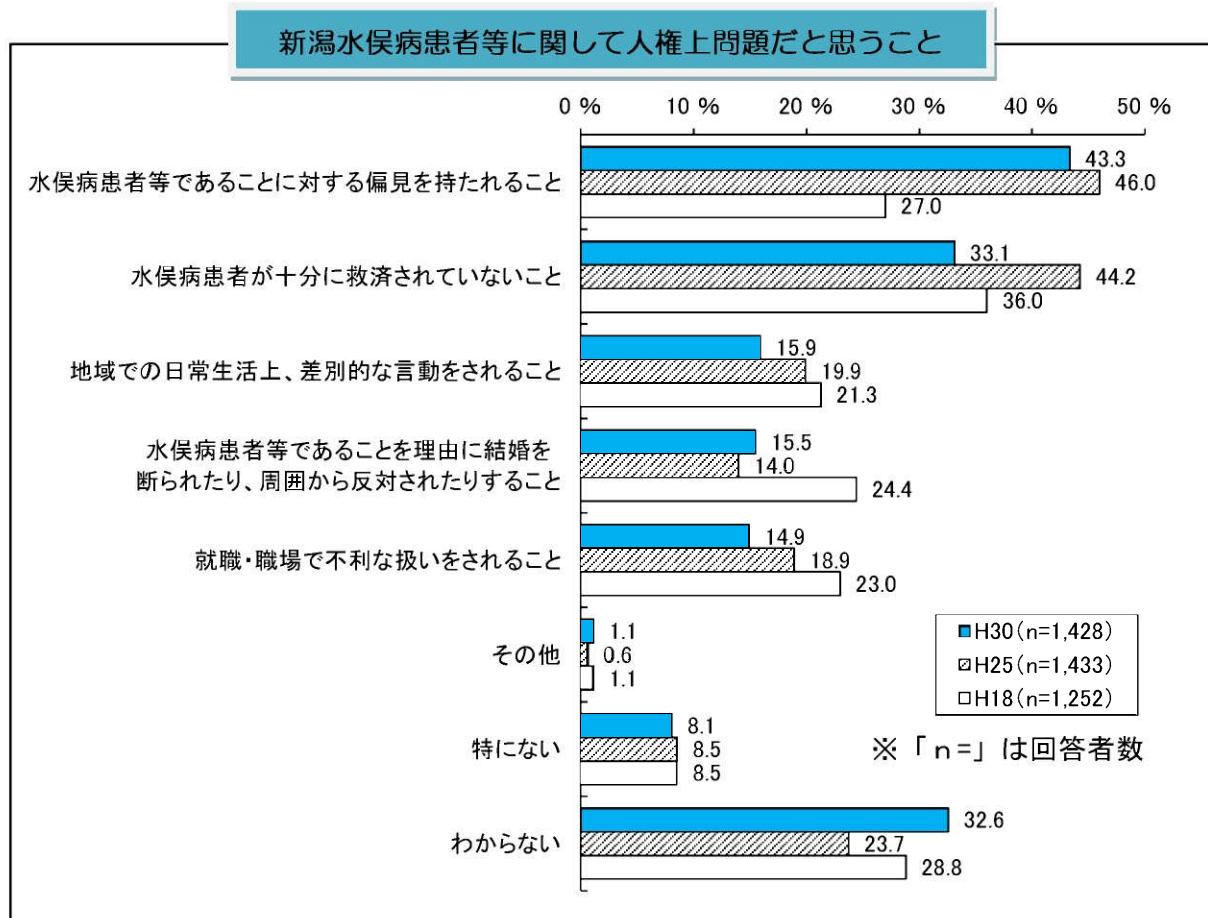
<課題>

平成 30 年調査では、いずれの調査項目においても「わからない」の回答率が、以

前の調査に比べて増えており、他の回答は総じて減少傾向を示しています。これは新潟水俣病に係る教育・啓発活動について「わからない」というだけでなく、同病そのものが「わからない」という可能性も考えられるため、今後もより多くの人に水俣病について理解してもらう機会を作り、差別や偏見をなくしていく取組を継続していくことが重要です。

<施策の方向性>

新潟市では、県・関係市町・関係団体と連携し、新潟水俣病の教訓を活かし、これからも人権が尊重される社会の実現に向け、教育・啓発活動などをさらに推進していきます。



9 北朝鮮当局による拉致被害者

<現状>

国連人権理事会では2008(平成20)年から12年連続、国連総会では2005(平成17)年から14年連続で北朝鮮人権状況決議が採択されており、北朝鮮に対して、拉致問題を含むすべての人権侵害を終わらせる手段を早急にとることを求めています。

国連安全保障理事会においては、2014(平成26)年、人権状況を含む北朝鮮の状況が包括的に議論されて以降、「北朝鮮の状況」に関する国連安保理会合が4年連続で開催されています。また、日本・アメリカ・韓国・中国・ロシア・北朝鮮の六者

会合において 2005(平成 17)年に採択された共同声明では、拉致問題を含めた諸懸案事項を解決することを基礎とした、国交を正常化するための措置をとることが、目標の一つとして位置付けられました。

北朝鮮による拉致は犯罪行為であり、かつ国家による許されない人権侵害であることから、国においても 2006(平成 18)年に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律（以下「北朝鮮人権侵害対処法」という。）」を制定しています。

2013(平成 25)年 1 月、政府は、拉致問題に関する対応を協議し、同問題の解決のための戦略的取組及び総合的対策を推進するため、すべての国務大臣からなる新たな「拉致問題対策本部」を設置しました。

新潟市では、県や関係機関と連携した啓発事業等（県民集会、巡回パネル展、映画「めぐみ」の上映会など）を年間通じて実施しています。

平成 30 年調査では、「日本の社会には、人権に関わる課題がいろいろありますが、あなたは、どの人権に関心がありますか」に対し、「拉致被害者とその家族に対する人権問題」との回答が 3 割近くとなっています。年代別では、若い年代で関心が低く、年代が高くなるにつれて関心が高くなっています。自由意見では早期解決を望む声が多数寄せられ、それ以外にも、「国民主導の取組が必要」、「拉致被害者やその家族に対する、協力・支援が必要」などの意見がありました。

<課題>

2017(平成 29)年 4 月には北朝鮮の担当大使による政府間合意そのものを破棄した旨の発言があるなど、拉致問題の解決がさらに遠ざかるのではないかと強く懸念されます。被害者家族の高齢化は一刻の猶予もなく、2019(平成 31)年 2 月には北朝鮮による拉致被害者家族連絡会（家族会）と北朝鮮に拉致された日本人を救出するための全国協議会（救う会）は、初めて朝鮮労働党委員長あてに「全拉致被害者の即時一時帰国を決断してほしい」とする共同メッセージを発信しましたが、未だ帰国は実現していません。

時間が経つにつれ、市民、特に若年層の関心が低くなり、拉致問題が風化してしまうおそれも懸念されます。

<施策の方向性>

これは国家間の問題ですが、「北朝鮮人権侵害対処法」に規定する地方公共団体の責務を踏まえ、新潟市は拉致問題解決のため、国の施策推進に協力するとともに、あらゆる機会を通じ市民啓発に努め、早期解決を訴えるなど、今後も全面解決に向け取り組んでいきます。同時に、北朝鮮当局による国家の犯罪であることから、市内の韓国・朝鮮籍市民がいわれなき差別や排斥を受けることのないよう配慮が必要です。また、拉致被害者が帰国した際に、本人や家族を地域全体で受け入れ、支えながら、安心して暮らせる環境づくりが必要です。

10 性的マイノリティ[※]

<現状>

近年、LGBTなどの性的マイノリティについてはマスコミで多く取り上げられ、人権問題として広く認知されるようになってきました。

恋愛・性愛対象となる性別（性的指向）が同性に向かう同性愛や両方の性別に向かう両性愛，からだの性（生物学的な性）とこころの性（性自認）に違和感を持つ人（トランスジェンダー[※]）に対する理解は十分ではないため，当事者の多くは偏見や差別を恐れ，生きづらさを抱えています。

法務省が「主な人権課題」として掲げる17項目の中には「性的指向」，「性同一性障害者[※]」の2項目があり，同省の人権擁護機関では，これらの人々の人権擁護を図るため，啓発活動や相談，調査救済活動に取り組んでいます。

新潟市では，性的マイノリティ支援事業として，講演会の開催などによる市民への啓発，電話相談による当事者やご家族などへの支援を行っています。また，市職員向けにも研修を行い，理解を深めています。

平成30年調査では，新たに性の多様性に関する設問を設けました。その中で，「LGBT等性的少数者の人権を守るために必要なこと」に対し，「学校現場における理解の促進」の回答の割合が最も高く，3割半ばとなっています。次いで「職場における理解の促進」，「相談・支援体制の充実」が3割，「わからない」，「法令の制定や制度の見直し」，「啓発・広報活動の推進」の回答が2割台となっています。

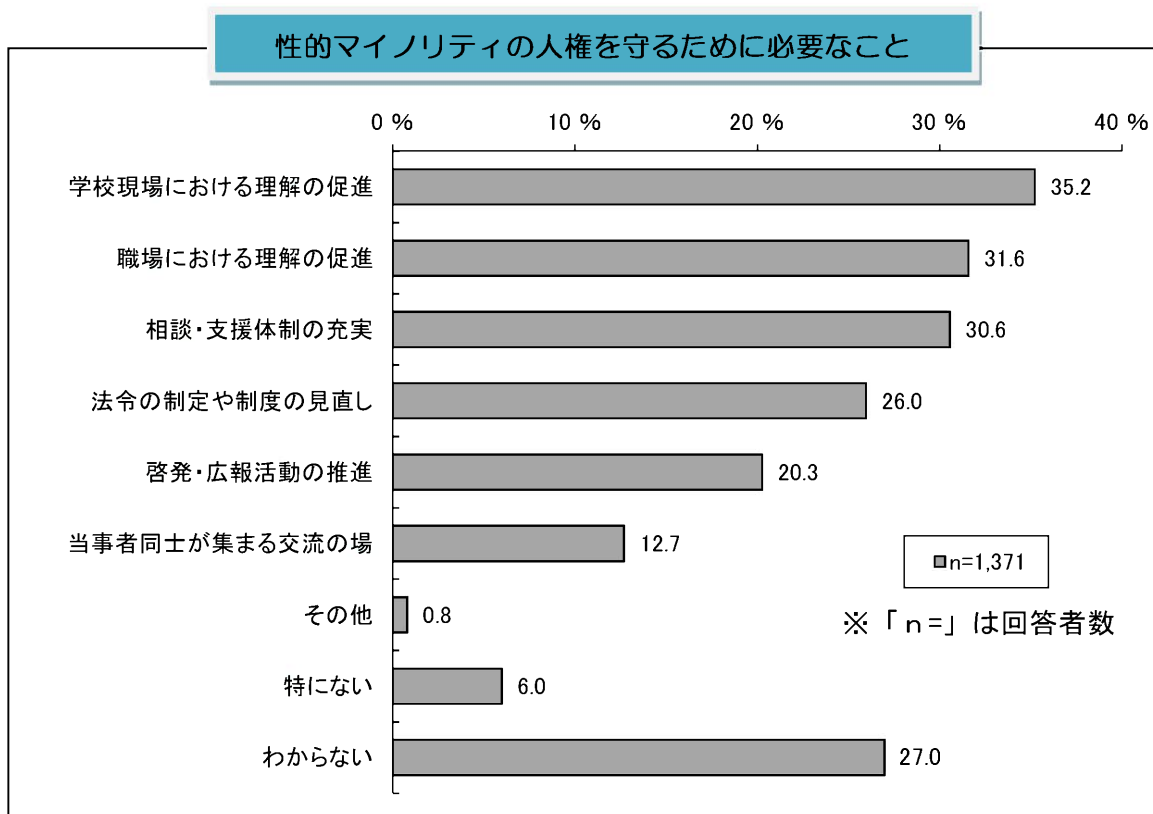
<課題>

性的マイノリティについては，まだ社会において正しい認識が十分でないため，当事者やその家族が，周囲の人々の誤解や無理解によって差別を受けたり，何気ない言葉や態度に傷つけられたりしています。

また，当事者やその家族が，性的マイノリティに関する正しい知識や相談窓口などの情報を得る機会が少ないことにより，性のあり方について悩み，誰にも相談できない状況にあります。

<施策の方向性>

性の多様性に関する正しい認識を市職員はもとより，学校現場を含む社会全体に広げ，当事者やその家族が差別や偏見を受けることなく，誰もがその人らしさを尊重される社会づくりを進める必要があります。



11 さまざまな人権問題

【 ホームレス 】

さまざまな理由で公園や路上、架橋の下などで日常生活を営んでいるホームレスは、自立の意思や就労意欲がありながら失業状態にある人や、病気などにより医療や福祉などの支援を必要としている人もいます。

ホームレス自立支援施策については、2002(平成14)年施行の「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法(ホームレス自立支援法)」に基づき、国において基本方針が策定され、国及び地方公共団体においては、当該目標に関する総合的又は地域の実情に応じた施策の策定及び実施が責務とされ、総合的に施策が講じられています。

また、生活保護受給者以外の生活困窮者に対する、いわゆる「第2のセーフティネット」の充実・強化を図ることを目的として、「生活困窮者自立支援法」が2015(平成27)年から施行されています。

新潟市では、「生活困窮者自立支援法」に基づき、失業・病気・人間関係などさまざまな理由で困りごとを抱え、経済的に困窮している方に対して、状況に応じた支援を行っています。自立に向けた人的な支援が中心となっている制度で、この中の一時生活支援事業により、ホームレス支援に継続的に取り組んでいます。

ホームレスは、怠け者や落伍者であるとの偏見や差別意識により、嫌がらせや暴

行を受ける事件が発生していることから、ホームレスの早期発見と自立に向けた適切な支援を行うためにはその偏見や差別意識が解消するよう啓発活動を推進することが必要です。

【 犯罪被害者など 】

犯罪被害者とその家族などは、生命や財産を奪われる、傷害を負わされるという直接的な被害に加え、周囲の人の無理解や配慮に欠けた言動、他者からの偏見や誹謗中傷、報道機関の過剰取材等により、精神的苦痛、心身の変調、経済的損失等の二次被害に苦しめられる場合もあります。

そのため、「すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する」として、2004(平成16)年に「犯罪被害者等基本法」が制定されました。

犯罪被害者などが受けた被害の回復及び軽減を図るためには、地域社会において犯罪被害者などの心情や置かれた状況に配慮し、人権を尊重して、支えることが必要です。

【 刑を終えて出所した人 】

刑を終えて出所した人やその家族に対しては根強い偏見があり、社会復帰の基礎となる住居の確保や就職などで、さまざまな差別的な扱いを受けている場合もあります。

2016(平成28)年に「再犯の防止等の推進に関する法律(再犯防止推進法)」の成立を受け、国、地方公共団体、民間の連携をさらに進めるため、国は再犯防止推進計画を策定しました。

新潟市では、保護司会の運営する「更生保護サポートセンター」の開設や、「社会を明るくする運動」に協力してきました。

刑を終えて出所した人の社会復帰には、本人の強い更生意欲が必要なことはもちろんですが、地域社会があたたかく迎え入れる土壌づくりが必要です。

関係機関と連携し、また国で主催する「社会を明るくする運動」に協力し、刑を終えて出所した人が適切に処遇されることにより、再犯を防ぎ、自立し、更生することを助けることで、個人と公共の福祉を増進するという更生保護思想の普及に努めます。

【 個人情報 】

行政や企業が保有している大量の個人情報の流出、個人情報の不正取得、インターネット掲示板への個人情報の書き込み、公共物への落書きなど人権侵害につながる個人情報の問題が発生しています。また、2013(平成25)年に、社会保障・税番号

制度等を規定した「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）」が制定され、マイナンバーの利活用が推進されていることから、今後ますます個人情報の取り扱いに慎重さが求められます。

個人情報の流出が人権侵害につながることを職員自らが自覚するとともに、個人情報の適正な取り扱いについて市民に理解を深めてもらう必要があります。

【 職業差別 】

技術の進展や生活形態の変化に伴い新たな産業が生まれ、また昔ながらの職業も分業化が進むなど、職業の多様化が進んでいます。

これらの職業に貴賤はないのですが、宗教的・歴史的な理由による偏見から特定の職業への社会的評価が低く、これらの職業への差別が根強く残っています。職業に区別なく働く一人ひとりの人権が等しく尊重され、偏見や差別を生み出さない社会づくりが必要です。

機会をとらえ、関係機関と連携して、企業の公正な採用選考に向け周知・啓発を図ります。

【 その他 】

そのほか、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」や新潟県の「人権教育・啓発推進基本指針」で取り上げている「アイヌの人々」、「東日本大震災に起因する人権侵害」などの人権問題についても「すべての人の人権を尊重する」という視点に立ち人権教育・啓発を行います。

第6章 総合的かつ効果的な計画推進に向けて

1 庁内推進体制の充実

新潟市は本計画に基づく人権教育・啓発に関する施策を推進するため、人権啓発及び人権教育に関することを所管する広聴相談課を事務局とし、全庁的に組織する「庁内推進会議」の充実を図りながら、各部署で行われている計画・施策が人権尊重の視点から取り込まれるよう調整を行い、人権が尊重される社会の実現に努めます。

また、新たな人権問題や複数の部署に関係する人権問題などに対して、迅速かつ適切に対応できるよう、庁内の協力・連携を進めます。

2 関係機関や民間団体等との連携・協働

すべての人の人権が尊重される社会を実現するには、市の人権にかかる施策だけでは限界があることから、関係機関や関係団体との連携・協働が必要です。また、市民一人ひとりの理解と協力も必要です。

新潟地方法務局、新潟人権擁護委員協議会、新津人権擁護委員協議会、新潟県人権啓発活動ネットワーク協議会（新潟県・新潟地方法務局・新潟県人権擁護委員連合会と新潟市で構成）、新潟市同和教育研究協議会と協働し、効率的かつ有効な人権教育・啓発活動を進めるとともに、全国の政令指定都市や県内の市町村とのネットワークを活用し情報交換を行い、連携を進めます。

当事者団体や支援団体とは、意見や要望を聞いて人権相談・救済について連携を強化するほか、講演会・講習会の講師依頼や情報交換、課題の把握など連携・協働を進めます。企業等へは、国・県など関係機関と連携しながら、人権教育・啓発の取組を働きかけるとともに、研修教材や情報提供などの支援を行い、効果的な人権教育・啓発が進められるよう連携に努めます。

3 計画の評価

本計画に基づく人権教育・啓発に関する施策や事業の進捗状況は、各部署で自己評価し、「庁内推進会議」及び外部の委員で構成する「新潟市人権教育・啓発推進委員会」で検証したうえ、その施策や個別事業は新潟市ホームページに掲載するなど情報公開を行い、市民からの意見や要望を聞きながら改善に努めます。この評価は毎年実施します。

また、本計画は、定期的に人権に関する市民意識調査を実施し、「人権が守られている」及び「人権に関する関心」についての意識の推移を注視しながら、総合的に検討・評価します。

用語の解説

<五十音順>

あ行

インクルーシブ教育

人間の多様性の尊重等の強化，障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ，自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下，障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みのこと。

H I V（ヒト免疫不全ウイルス）

ヒトの免疫細胞を破壊し，免疫力を低下させるウイルス。ヒトの血液や体液にいる。主要な感染経路は性行為による感染であり，その他の感染経路としてH I Vに汚染された血液を介した感染，母子感染等がある。治療の進歩により，早期に治療を開始した感染者は健常者と同等の生活を送ることができるようになった。

S N S

Social Networking Serviceの略で，登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのこと。友人同士や，同じ趣味を持つ人同士が集まったり，近隣地域の住民が集まったりと，ある程度閉ざされた世界にすることで，密接な利用者間のコミュニケーションを可能にしている。

N G O

Non-Governmental Organizationの略称で，非政府組織。当初は援助・環境・開発・人権等の分野で国際的に活動する非政府間の組織を意味していた。しかし，現在では国・自治体・企業以外の国内で活動する民間団体もこのように呼ばれている。

N P O

Non-Profit Organization又はNot-for-Profit Organizationの略称で，民間非営利組織。様々な社会貢献活動を行い，団体の構成員に対し，収益を分配することを目的としない団体の総称。

L G B T

Lesbian（レズビアン）＝女性同性愛者，Gay（ゲイ）＝男性同性愛者，Bisexual（バイセクシュアル）＝両性愛者，Transgender（トランスジェンダー）＝性別越境者の頭文字をとった単語で，セクシュアル・マイノリティ（性的少数者）の総称のひとつ。

か行

外国籍市民等

新潟市において、施策・事業等の対象者とする場合に、新潟市内に居住されている住民であることを念頭に、現在の国籍が外国籍である人だけでなく、日本であっても、両親のいずれかが外国人である子や海外からの帰国者、日本国籍取得者など、外国につながりがあり、多様な文化的背景を持つ人々の総称をいう。

協働

新潟市自治基本条例では、市民と市が対等な関係で相互の立場や特性を理解し、目的を共有し、並びに連携や協力することとしている。「市民と市の対等な関係」とは、市民の自発的な活動を前提とし、お互いの自主性・自立性を尊重し、損なうことのないよう配慮することを意味する。

合理的配慮

障がいのある人（本人が意思の表明を行うことが困難な場合にはその支援者）が社会的障壁の除去を求めている場合や、それを認識しうる場合において、障がいのある人の人格、人権及び意向を尊重し、障がいのある人の性別、年齢、障がいの状態等に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な変更及び調整を行うことであって、その実施に伴う負担が過重でないものをいう。

国際連合（国連）

1945年10月24日、20世紀前半に二度にわたって悲惨な世界大戦を経験した反省を踏まえ、国際平和を維持する目的をもって設立された政府間国際組織。

さ行

人権条約

人権の保護と促進を目的に国連が中心となって採択した人権に関する条約。日本は「自由権規約」、「社会権規約」、「女性差別撤廃条約」、「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」、「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」、「人種差別撤廃条約」、「拷問等禁止条約」等の条約の締約国である。

スクールカウンセラー

児童生徒や保護者の抱える悩みを受け止め、学校におけるカウンセリング機能の充実を図るために配置された、臨床心理に専門的な知識・経験を有する学校外の専門家。

性的マイノリティ

性的指向（好きになる性）や性自認（こころの性）などの性のあり方が多数派と異なる人。「性的少数者」「セクシャル・マイノリティ」ともいう。

性同一性障害者

生物学的には性別が明らかにもかかわらず、心理的にはそれとは別の性別（以下「他の性別」という。）であるとの持続的な確信を持ち、かつ、自己を身体的及び社

会的に他の性別に適合させようとする意思を有する者であって、そのことについてその診断を的確に行うために必要な知識及び経験を有する二人以上の医師の一般に認められている医学的知見に基づき行う診断が一致しているものをいう。

セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）

職場において、性的な冗談やからかい、食事やデートへの執拗な誘い、身体への不必要な接触など、意に反する性的な言動が行われ、拒否したことで不利益を受けるなど、職場の環境が不快なものとなることをいう。

ソーシャル・インクルージョン（社会的包摂）

さまざまな理由により社会の諸制度や市場、社会関係から孤立し、排除された人の「社会参加する権利」を認め、包摂することをいう。

た行

ダイバーシティ

「多様性」のこと。性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会という。

ドメスティック・バイオレンス（DV）

Domestic Violenceの頭文字をとってDVともいう。配偶者やパートナーなど親密な関係にある人からの身体的暴力、精神的暴力、社会的暴力、性的暴力、経済的暴力などのこと。

トランスジェンダー

こころの性とからだの性に違和感を持つ人。

な行

新潟市自治基本条例

新潟市における住民自治の基本理念や自治体経営の基本原則などを盛り込むとともに、市民による主体的なまちづくりのための住民参画の考え方などを定めるもの。

新潟水俣病患者

新潟県の新潟水俣病地域福祉推進条例において、新潟水俣病の原因であるメチル水銀が蓄積した阿賀野川の魚介類を摂取したことにより通常のレベルを超えるメチル水銀にばく露した者であって水俣病の症状を有する者と定義されている。公害健康被害の補償等に関する法律による認定患者で水俣病総合対策の手帳を持っている方や新潟水俣病福祉手当を受給されている方も新潟水俣病患者とされている。

にいがた未来ビジョン（新潟市総合計画）

新潟市政の最上位計画で、2015(平成27)年度から2022(令和4)年度までの8年間における新潟市が目指す姿（都市像）の実現に向けたまちづくりについて示す計画。まち

づくりの主演である市民と目指す方向を共有するもの。

は行

ハラスメント

英語のharassmentで「嫌がらせ」「相手を悩ませること」などを意味する。「セクシャルハラスメント」、「パワーハラスメント」などがある(→それぞれ用語を参照)。

パワーハラスメント (パワハラ)

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内での優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えるなど、職場環境を悪化させる行為をいう。

ハンセン病

ノルウェーのハンセン博士によって発見されたらい菌という細菌によって引き起こされる感染症。らい菌に感染しただけでは発病する可能性は極めて低く、発病しても現在では治療方法が確立している。また、遺伝病でないことも判明している。

プライバシー

個人の日常生活や社会行動について、他人の干渉を許さない各個人の私生活上における自由。

ヘイトスピーチ

一般的に「憎悪に基づく差別的な言動」を意味し、外見上の特徴、国籍、人種、民族、出生、性別、職業、思想、宗教などの違いを理由に、暴力、暴言、誹謗中傷、差別発言や書き込みなどを行い、差別をあおったり、侮辱したりする行為。

本人通知制度

住民票の写し等の不正取得による個人の権利利益の侵害を防止するとともに、住民票の写し等が第三者等に交付された事実を知る権利を保障することを目的とする制度。

わ行

ワーク・ライフ・バランス

一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

世界人権宣言（仮訳文）

1948(昭和23)年12月10日
第3回国際連合総会で採択

前 文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第一条 すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第二条

1. すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
2. さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づきいかなる差別もしてはならない。

第三条 すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第四条 何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第五条 何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第六条 すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第七条 すべて人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第八条 すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第九条 何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第十条 すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当たっては、

独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第十一条

1. 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
2. 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第十二条 何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第十三条

1. すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
2. すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第十四条

1. すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
2. この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第十五条

1. すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
2. 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第十六条

1. 成年の男女は、人権、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
2. 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
3. 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第十七条

1. すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
2. 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第十八条 すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第十九条 すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第二十条

1. すべて人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
2. 何人も、結社に属することを強制されない。

第二十一条

1. すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
2. すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
3. 人民の意思は、統治の権力を基礎とならなければならない。この意思は、定期的かつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第二十二条 すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第二十三条

1. すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
2. すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
3. 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
4. すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第二十四条 すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第二十五条

1. すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
2. 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第二十六条

1. すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならず、また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
2. 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種の若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
3. 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第二十七条

1. すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。
2. すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第二十八条 すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第二十九条

1. すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中であつてのみ可能である社会に対して義務を負う。
2. すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもつばら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
3. これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第三十条 この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

日本国憲法（昭和二十一年十一月三日憲法）（抜粋）

第三章 国民の権利及び義務

第十条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

第十一条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

第十二条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第十三条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第十四条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第十五条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

2 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

3 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

4 すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

第十六条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

第十七条 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。

第十八条 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第十九条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第二十条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教的行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第二十一条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第二十二条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第二十三条 学問の自由は、これを保障する。

第二十四条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第二十五条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第二十六条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第二十七条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

第二十八条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

第二十九条 財産権は、これを侵してはならない。

2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

第三十条 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

第三十一条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

第三十二条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

第三十三条 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、一つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

第三十四条 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

第三十五条 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第三十三条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

2 搜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。

第三十六条 公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。

第三十七条 すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。

2 刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を充分に与へられ、又、公費で自己のために強制的な手続により証人を求める権利を有する。

3 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。

第三十八条 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

2 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。

3 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

第三十九条 何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。

第四十条 何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

(平成12年12月6日法律147号)

(目的)

第一条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もつて人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)をいう。

(基本理念)

第三条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第六条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第七条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第八条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第九条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第二条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法(平成八年法律第百二十号)第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

計画改訂までの経過

1 経過一覧

	市 民	外部委員	議 会
	人権に関する市民意識調査 パブリックコメント	人権教育・啓発推進委員会	議 会
平成30年 (2018)			
6月	6月4日～7月3日 市民委員の公募		
7月			
8月		8月 1日 第1回委員会 8月30日 第2回委員会	
9月			
10月	10月12日～11月2日 人権に関する市民意識調査		
11月			
12月	12月 5日 人権意識調査結果速報値		
平成31年 (2019)			
1月		意見	
2月		2月22日 第3回委員会	
3月	人権に関する市民意識調査 報告書		
4月			
令和元年 (2019)			
5月		反映	
6月			
7月		7月16日 第4回委員会 計画改訂案	
8月			
9月			
10月		10月 2日 第5回委員会	報告
11月			
12月			12月13日 市民厚生常任委員会
令和2年 (2020)			
1月	12月16日～1月15日 新潟市人権教育・啓発推進 計画改訂案に対するパブリッ クコメント(市民意見)募集		
2月	最終意見	募集	反映
3月	新潟市人権教育・啓発推進計画改訂版	3月16日 第6回委員会	

2 人権教育・啓発推進委員会委員名簿

(五十音順, 敬称略)

氏 名	役 職
あかつか ひさこ 赤塚 久子	人権擁護委員 (新潟人権擁護委員協議会)
いはら まちこ 伊原 真千子	弁護士 (新潟県弁護士会)
おおた しんいち 太田 信一	部落解放同盟新潟県連合会会計
かわさき ひかる 川崎 晃	連合新潟地域協議会事務局長
○ さいとう ゆうこ 齊藤 裕子	新潟市立 ^{むすぶ} 結 小学校長
たかはし くまき 高橋 熊樹	公募委員
◎ たまき ていこ 田巻 帝子	新潟大学人文社会科学系 (法学部) 教授
むろはし はるき 室橋 春季	新潟県人権・同和センター事務局長
よこお みよこ 横尾 三代子	新潟市社会福祉協議会 福祉相談支援課 相談支援係長

計 9 名

※ ◎ : 委員長 ○ : 副委員長

※ 役職は平成31年4月1日現在

3 パブリックコメント実施結果

(1) 募集期間 令和元年12月16日～令和2年1月15日

(2) 意見数 5件

(3) 意見概要 パブリックコメント実施結果は、新潟市ホームページに掲載していません。

URL <http://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/danjo/jinken/jinkenkatsudo/jinken-keikaku/index.html>

新潟市人権教育・啓発推進計画

編集・発行：新潟市市民生活部広聴相談課

平成 20 年 3 月策定
平成 27 年 3 月改訂
令和 2 年 3 月改訂



一人ひとりの人権が
大切にされるまち
新潟市

新潟市市民生活部広聴相談課

〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602番地1
TEL : 025 - 226 - 1016 (直通) FAX : 025 - 223 - 8775
E-mail : kocho@city.niigata.lg.jp